

平成25年6月18日

〒150-0011

東京都渋谷区東3-9-19 ポーラ恵比寿ビル2・3F

トレンドーズ株式会社 御中

特定非営利活動法人

あいち消費者被害防止ネットワー

理事長 杉浦市

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-2

三博ビル8

事務局長 外山孝

TEL: 052-265-925

FAX: 052-265-925

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴社が運営しているウェブサイト「キレナビ」（以下、「貴社サイト」と言います。）（URL: <http://www.kirei-c.com/>）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、医療法及び不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」と言います）に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる広告が多数散見されました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成25年7月18日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申し入れの趣旨

貴社サイトの医療行為に関する広告について、医療法6条の5第1項各号に定める事項以外の広告を削除すると共に、同項各号に定める事項の広告については同条第4項に適合するよう改めて下さい。

第2 申し入れの理由

1 貴社サイトに掲載されている広告

貴社は、貴社サイトにおいて、美容外科や歯科を開設する医療機関が実施している「医療脱毛」「脂肪融解注射」「プラセンタ注射」「ボトックス注射」「ホワイトニング」などの各医療行為の施術料金を掲載し、消費者に対して当該医療機関及び医療行為の広告を行っています。

2 医業・歯科医業等の広告規制

医療法6条の5第1項は、「医業若しくは歯科医業または病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない」と定め、医療行為について広告できる事項を限定列挙しています（同項各号）。

また、上記広告できる事項であっても、「その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない」（同条第4項）と定められ、その広告内容及び方法につき、「①他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、②誇大な広告を行ってはならないこと、③客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならないこと、④公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行ってはならないこと」と定められています（医療法施行規則1条の9各号）。

医療法の広告規制は、医療が生命身体に関わるサービスであり、不適當なサービスを受けた場合の被害が大きいこと、医療は極めて専門性の高いサービスであるので広告の受け手が実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であることから、これら医療を受けようとする者の利益を保護するために定められています。

そのため、医療に関する広告は、患者や地域住民等が広告内容を適切に理解し、治療の選択に資するよう、客観的で正確な情報が伝達されるべきものでなければならず、広告できる事項は医療法6条の5第1項各号に定めるものに限定されています。また、広告できる事項であっても、医療の内容につ

いて、品位を害したり不当に誘因するおそれのある「費用を強調した広告」は禁止されています（医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）第4・1(7)）。

3 景表法の規制

景表法4条第1項2号は、「商品または役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘因し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示」を禁止しており、エステ・美容医療サービスにかかる広告についても、当該サービスが景表法上の「役務」にあたるため、景表法の規制対象となります。

4 貴社サイトの医療広告

(1) 貴社サイトに掲載されている医療行為に関する広告は、「豊富な経験」「豊富な治療内容」「高いホスピタリティーをご用意」「愛されるクリニックを目指します」「魅力を最大限引き出します」など、医療法6条の5第1項各号に定められていない事項についての広告が多数見受けられます。また、「日本で最多の血液クレンジング症例を経験」「最新の医療機器」「高い技術」「最新の美容皮膚科です」「最善の治療法」など、客観的事実であることを証明することができない広告も多数見受けられます（同条第4項、同法施行規則1条の9第3号）。

その他、医療行為について、例えば、「ホワイトニング9800円、通常価格25830円、割引率63%OFF」などと、割引後価格を強調した内容の広告も多数見受けられます。これらの広告は、上記厚生労働省ガイドラインで禁止されている「費用を強調した広告」にあたると言わざるを得ません。

(2) 上記のように、貴社サイトには医療行為の価格が掲載されていますが、掲載されている医療行為は自由診療行為のため定価が存在せず、一般消費者がその価格の相当性を判断することが困難です。また、当該自由診療行為が通常その価格で提供されているのかを消費者が確認することも困難です。

したがって、貴社サイトにおいて、「通常価格」や「割引率」を掲載することは、消費者に対し、貴社サイトに掲載されている役務提供価格が安

いとの誤認を与えるものであり、景表法上禁止されている広告にもあたります。

- 5 よって、貴社サイトの医療行為に関する広告について、医療法6条の5第1項各号に定める事項以外の広告を削除すると共に、同項各号に定める事項の広告については同条第4項に適合するように改めて下さい。

以 上